

令和2年5月14日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
労災担当理事 木村 耕三

令和2年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費
算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

標記につきまして、神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会

理事 田村 哲郎

令和2年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う 自賠責保険診療費
算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、別添内容のとおり、通知がありましたので、
ご案内申し上げます。

【添付資料】

- ・令和2年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う 自賠責保険診療費算定基準
（自賠責新基準）の取扱いについて
（令2.5.12 保56 日本医師会常任理事）

事務担当

保険医療学術課 椿

電話 (045) 241-7000

令和 2 年 5 月 1 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

令和 2 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（令和 2 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、令和 2 年 3 月 3 1 日付（保 290）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【令和 2 年 4 月 1 日以降の主な改定項目】

1. 救急医療管理加算について
初診の傷病労働者について救急医療を行った場合の金額の引き上げ。
入院 6,000 円 → 6,300 円
2. 術中透視装置使用加算について
術中透視装置使用加算の対象部位に、「膝蓋骨」を追加。
3. 職場復帰支援・療養指導料について
同一傷病労働者につき 3 回を限度から 4 回を限度に算定上限を拡大。
4. 労災治療計画加算の廃止